

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第6章 著作権法

1. 改正著作権法

著作権法とコンピュータプログラム保護法を統合した著作権法が2009年4月22日に公布され、2009年7月23日に施行されており、この改正は著作権保護政策の一貫性の維持と効率的な執行を図り、一般著作物の保護などに関する著作権法とコンピュータプログラムの著作物の保護などに関するコンピュータプログラム保護法を統合する一方、オンライン上の不法複製を効果的に根絶するために、オンラインサービスの提供者及び不法複製伝送者に対する規制を強化したものである。一方、販売用音盤を使用した公演に対して実演者と音盤製作者の補償請求権を新たに付与することを主要骨子とする改正法が2009年3月25日に公布され2009年9月26日に施行されている。また、その後も著作権法が改正され、韓 EU FTA 協定を履行するために著作権の保護期間を延長し(保護期間延長に関する規定は2013年7月1日施行であり、まだ未発効)、一定の範囲に限って放送事業者の公演権を認め、オンラインサービス提供者の免責範囲を類型別に細分化し、技術的保護措置を無力化する行為を禁止するという内容が盛り込まれ、2011年7月1日から施行されている。*

2. 保護対象

2-1 著作物の意義

著作権法第2条第1号が規定している著作権法の保護対象は、「人間の思想又は感情を表現した創作物」の著作物である。著作物は、文学・学術又は芸術の範囲に属する人間の知的・文化的活動のあらゆる領域に属するものを含む概念であって、創作性がなければならない。また、思想や感情それ自体は著作物になり得ず、外部に表現されなければならないが、媒体に固定されている必要はない。

2-2 著作物の保護範囲

著作物となるためには、思想や感情が外部に表現されたものでなければならないので、その保護対象は、思想や感情の表現に限定され、アイデアそれ自体は保護対象でない。したがって、具体的な事件で裁判所が著作権侵害を判断するために2つの著作物間の実質的な類似性を判断する場合も、アイデアは比較対象から除外されて表現の独創的な部分だけを判断する。

2-3 著作物の類型

著作権法第4条では、著作物を表現形式により、

- ① 小説、詩、論文、講演、演説、脚本などの語文の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 演劇及び舞踊・無言劇などを含む演劇の著作物
- ④ 絵画・書芸・彫刻・工芸・応用美術の著作物その他の美術の著作物
- ⑤ 建築物・建築のための模型及び設計図書を含む建築の著作物
- ⑥ 写真及びこれと類似の製作方法で作成されたものを含む写真の著作物
- ⑦ 映像の著作物
- ⑧ 地図・図表・設計図・略図・模型その他の図形の著作物
- ⑨ コンピュータプログラムの著作物

に分けて例示している。

この他にも著作物は、成立の順序によって①一次著作物と②二次著作物に、著作者の数によって①単独著作物と②共同著作物に分けられ、この他に特殊な著作物として編集著作物がある。

著作権法は、著作権と別途に著作物の具現と製作による一定の努力に対して著作権に隣接した権利、すなわち、著作隣接権を付与することによって特別に保護している。著作隣接権の対象になる著作隣接物は、実演、レコード、放送であるが、実演者の権利とレコード製作者により厚い保護を与えている。

この他にも、出版権者及びデータベース製作者、映像物製作者も著作権法による特別な保護を受ける。一方、著作権法が例示しているコンピュータプログラム著作物の場合、コンピュータプログラム保護法で別途に保護しており、また、オンラインデジタルコンテンツ製作者の権利は、オンラインデジタルコンテンツ産業発展法(2002年制定)で保護される。

3. 著作者の権利

著作者が著作権法により有する著作権は、著作人格権と著作財産権に分けられる。

3-1 著作人格権(著作権法第11条～第15条)

著作人格権は、自己の著作物に対して有する人格的利益の保護を目的とする権利であって、一身専属的な権利である。著作権法に規定された著作人格権には、公表権、氏名表示権及び同一性維持権がある。

3-2 著作財産権(著作権法第16条～第21条)

著作財産権は、著作物の利用から発生する経済的利益を保護する権利であって、他人にその権利を譲渡できる。著作権法が規定している著作財産権には、複製権、公演権、公衆送信権、展示権、配布権、貸与権、二次的著作物など作成権がある。

著作権財産権の種類

類型	概念及び特徴	
複製	有形物に固定し又は有形物として再度製作する行為 例)音楽の録音、論文の複写、美術品の写真撮影など	
公演	著作物を上演・演奏・歌唱・演説・上映その他の方法で一般公衆に公開する行為 著作物の複製物を再生して一般公衆に公開 同一人の占有に属する連結した場所内でなされる送信を含む 例)カラオケなどで伴奏機器により音楽著作物を利用する行為、デパートで顧客のために音楽放送をする行為	
公衆送信	伝送	著作物をファイル形態で登録、送信、ダウンロードする行為 複製行為が伴う 受信者が希望する時間と場所で受信できるように送信 送信者に原複製物が残存する 例：インターネットを通じた音楽やソフトウェアのダウンロードサービス
	放送	1対多数及び同時性を帯びた公衆に対する一方向の送信
	デジタル音声送信	公衆に同時に受信させる目的で公衆の各構成員の要求により開始されるデジタル方式の音の送信
展示	著作物を一般公衆が自由に観覧できるよう陳列し又は掲示する行為	
配布	有体物を譲渡又は貸与する行為	
貸与	有体物を貸与する行為	

なお、「公衆送信権」とは、放送・伝送・デジタル音声送信を包括する上位概念として従来の放送、伝送、デジタル音声送信のうち、いずれにも属さない形態の伝達形態まで含む権利である。これは「著作物を公衆に受信または接近(アクセス)させる目的で無線または有線通信の方法によって送信したり利用に供すること」を意味し、例えばリアルタイム音楽ウェブキャストや動画像の一斉配信を放送とみるべきか伝送とみるべきかという解釈上の問題を払拭している。

4. 著作権の保護期間

4-1 原則

著作権は著作した時から発生し、著作権の成立に何ら手続や形式が要求されない。

著作権財産権は、原則として著作者の生存中及び著作者の死亡後(共同著作物である場合、著作権財産権は最後に死亡した著作者の死亡後)50年間存続し、著作者が死亡後40年が経過して50年になる前に公表された著作物の著作権財産権は、公表された時から10年間存続する。著作権財産権の保護期間は、著作者が死亡し又は著作物を創作若しくは公表した翌年から起算する。

4-2 特例

- ① 無名又は広く知られていない変名著作物の著作権は、公表された時から 50 年間存続するが、その期間内に著作者の実名又は広く知られた変名が明らかになった場合又は著作者の実名登録がある場合には、著作者の死亡後 50 年間存続する。
- ② 団体名の著作物及び映像著作物は公表した時から 50 年間存続し、創作した時から 50 年以内に公表されない場合には、創作した時から 50 年間存続する。
- ③ 新聞・雑誌のような定期刊行物や百科事典のような逐次刊行物の公表時期は、毎冊・毎号又は毎回の公表時を公表時期と見て、一部分ずつ順次公表して完成する順次著作物においては最終部分が公表された時を公表時期と見るものの、継続されるべき部分が 3 年以上中断した場合には、その時まで公表された部分のうち最後の部分が公表された時を公表時期とする。

4-3 外国人著作物の保護期間

1987 年 7 月 1 日に施行された著作権法は、外国人の著作物保護に対する不遡及の原則を規定した世界著作権協約とジュネーブレコード条約を援用して外国人著作物に対する遡及保護を認めなかったが、1995 年に著作権法の改正を通じて遡及保護に関するベルヌ条約を受け入れることによって外国人の著作物(「回復著作物」)に対する遡及保護が可能になった。

1995 年に改正されて 1996 年 7 月 1 日に施行された旧著作権法の附則により、遡及原則が適用される外国人の著作物及びレコードのうち同法施行前に公表された著作権と実演者及びレコード製作者の権利は、当該回復著作物などが大韓民国で保護されていたならば認められたであろう保護期間の残余期間の間存続する。これをまとめると、外国人である著作権者が 1957 年以後に死亡したか、団体名義の著作物である場合には、1957 年以後に公表された場合に限って 50 年間保護される。

4-4 著作権保護期間の延長(2013 年 7 月 1 日施行)

2011 年 6 月 30 日著作権法の改正により著作権の保護期間が 50 年から 70 年に延長された。したがって、自然人が著作者の場合は著作権保護期間が著作者死後 50 年から 70 年に(映像著作物の場合自然人が著作者でなくても公表した時から 50 年から 70 年に)、業務上著作物の保護期間も公表後 50 年から 70 に延長される(以上改正法第 39～42 条)。ただし、保護期間に関する改定は韓 EU 自由貿易協定の発効日から 2 年が経過する 2013 年 7 月 1 日から施行され(改正法附則第 1 条)、施行前従前の規定によって著作権の全部または一部が消滅したり保護を受けられなくなった著作物などはその部分についてこの法を適用しないと規定している(改正法附則第 2 条)。また、改正規定に

よって保護される著作物であってもその外国における保護期間が満了した場合にはこの法による保護期間を認定しない(改正法第3条第4項)。

5. 著作隣接権、出版権及び製作者の権利

5-1 著作隣接権

著作権法は、著作権者が有する著作権以外に、実演者、レコード製作者及び放送事業者の各実演、レコード及び放送に対し、これを著作隣接権として保護している。

著作隣接権には、

- ① 実演者が有する複製権、実演放送権、販売用レコードを使用した公演に対する補償請求権、放送事業者に対する補償請求権及び貸与権、
- ② レコード製作者が有する複製・配布権、貸与権、販売用レコードを使用した公演に対する補償請求権、及び放送事業者に対する補償請求権と、
- ③ 放送事業者の複製及び同時中継放送権及び公演権がある。

著作隣接権は、

- ④ 実演の場合はその実演をした時、
- ⑤ レコードの場合はその音を最初にそのレコードに固定した時、
- ⑥ 放送の場合はその放送をした時から発生し、著作隣接権発生年度の翌年度から起算して50年間存続する(但し、音盤の場合は音盤を発行した時から起算)。

現行の改正著作権法では、実演者に著作者の人格権に準じる氏名表示権と同一性維持権を付与し、財産権として配布権と固定されていない生実演に対する公演権を追加付与している。旧法では外国人実演者及びレコード製作者には販売用レコードの放送補償請求権を制限していたが、改正著作権法では外国人実演者及びレコード製作者も相互主義に立脚して、販売用レコードの放送による補償金を受けられるようにするものの、文化観光部長官が指定する団体を通じて補償請求権を行使できるようにした。特に、実演及びレコードのデジタル音声送信に関しては、外国人に対しても相互主義による制限なしに内国民待遇による補償請求権を付与し、その補償請求権を指定団体を通じて行使できるようにしている。改正法では、「デジタル音声送信」を「公衆送信のうち公衆に同時に受信させる目的で公衆の構成員の要請によって開始されるデジタル方式の音の送信をいい、伝送を除く」と定義している。

一方、新たに新設された放送事業者の公演権とは、放送事業者に公衆の接近が可能な場所で放送の視聴と関連して入場料を受ける場合に付与されたもので、放送事業者が放送をするにあたり相当な費用を投資する点を考慮して放送プログラムを通じて一定の商業的利益を得る者に放送事業者が財産権を行使できるようにするという主旨である。

5-2 著作権

著作物を複製・配布する権利を有する者（「複製権者」）は、その著作物を印刷その他これと類似の方法により文書又は図書として発行しようとする者に対し、これを出版する権利（「著作権」）を設定することができる。著作権者が自己の著作物に関して第三者に著作権を設定した場合、著作権の設定を受けた者である著作権者は、設定期間中、当該著作物を出版する独占排他的な権利を有し、著作権者であっても著作権が設定された後には当該著作物を出版できない。

著作権の存続期間は、その設定行為に特約がないときには、最初に出版した日から3年間存続する。

5-3 製作者の権利

(1) データベース製作者の権利

データベース製作者は、当該データベースの全部又は相当な部分を複製・配布・放送又は伝送する権利を有する。

データベース製作者の権利は、データベースの製作を完了した時から発生し、その翌年から起算して5年間存続する。データベースの更新などのために人的・又は物的に相当な投資がなされた場合には、当該部分に対するデータベース製作者の権利はその更新などをした時から発生し、その翌年から起算して5年間存続する。

(2) 映像製作者の権利

映像著作物は、主に二次的著作物であるとともに共同著作物であり、映像著作物を創作するに当たって映像著作物の製作者が別途に存在するので、これらにより作られた映像著作物に対する権利関係も複雑にならざるを得ない。

著作権法は、このような映像著作物の複雑な権利関係を明確にするために映像著作物について別途の規定をおいている。

1) 映像化許諾の範囲

著作財産権者が、著作物の映像化を他の者に許諾した場合には、特約がない限り、次の権利を含めて映像化を許諾したものと推定する。

- ① 映像著作物を製作するために著作物を脚色すること
- ② 公開上映を目的にした映像著作物を公開上映すること
- ③ 放送を目的にした映像著作物を放送すること
- ④ 伝送を目的にした映像著作物を伝送すること
- ⑤ 映像著作物をその本来の目的で複製・配布すること
- ⑥ 映像著作物の翻訳物をその映像著作物と同じ方法で利用すること

2) 映像著作物の製作者(映像製作者)の権利

映像製作者が映像著作物の製作に協力することを約定した者から譲り受ける権利は、映像著作物の利用のために必要な映像著作物の複製・配布・公開上映・放送・伝送その他の方法で利用する権利である。この他にも、映像製作者は、実演者からその映像著作物を複製又は放送する権利を譲り受ける。

3) 映像著作物に対する権利

映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した者が、その映像著作物に対して著作権を取得した場合、特約がない限り、その映像著作物の利用のために必要な権利は映像製作者がこれを譲り受けたものと推定する。

映像著作物の製作に使用される小説・脚本・美術著作物又は音楽著作物などの著作財産権は、上記規定によって影響を受けない。すなわち、たとえば小説が映画として製作された場合には、小説に対する著作権者は、自己の著作物を映画以外の方法で利用する権利を依然として保有する。

映像製作者と映像著作物の製作に協力することを約定した実演者が有するその映像著作物の利用に関する複製権と実演放送権は、特約がない限り、映像製作者が譲り受けたものと推定する。

改正著作権法では、実演者の権利が拡大されたことにより、映像製作者が実演者から譲り受けるものと推定する権利を複製権、配布権、放送権、伝送権などと規定している。

また、著作権法施行令の改正により販売用映像著作物の無料上映範囲を縮小させること、著作財産権者が確認できない著作物については、利用の承認手続きを緩和させること(改正著作権法では、外国人の著作物においては著作財産権者を確認できない場合でも、利用の承認を得ることができない)、著作権委託管理業者に対しては、著作権侵害疎明資料の提出義務を削除することなど、制度の一部不備が改善・補完されている。

6. 著作権の登録

上述した通り、著作権は著作した時から発生し、何らかの手續や形式があることを要しない。しかし、著作権登録をすれば、次のような直接・間接的な効果が生じる。著作権以外に出版権、著作隣接権及びデータベースも登録を通じて同じ効力を有する。

6-1 推定力

著作者又は著作財産権者で氏名が登録された者は、その登録著作物の著作者又は著

作財産権者として推定を受け、著作隣接権者及びデータベース製作者も同様である。また、著作物の創作年月日と公表年月日、著作隣接物の実演・レコードの固定・放送年月日及びデータベースの製作完了、更新年月日、公表年月日も該当する事実を登録することによって推定的効力を有する。

6-2 対抗力

著作財産権の変動、出版権の設定及び変動、著作隣接権の変動、データベース製作者権利の変動事実を登録すれば、これを第三者に対抗することができる。すなわち、権利変動の事実を登録しない場合でも、権利変動の当事者間においては変動の効力が生じるが、第三者に対して権利変動が有効であることを主張することはできない。

6-3 保護期間の延長

無名又は広く知られていない変名で公表した著作物の場合、実名登録をすれば、保護期間が公表後 50 年から著作者の死亡後 50 年に延長される効果がある。

6-4 著作権登録の手続

著作権は、著作権法の規定により文化体育観光部に登録することができ、現在、著作権委員会で著作権登録業務を担当している。

申請人は、著作権、出版権又は著作隣接権の登録申請書を添付書類(著作物などの明細書、登録関連媒体、登録税の領収書、登録事由の証明書類、必要な場合に著作権登録のための第三者の同意又は承認を立証する書類、委任状など)と共に著作権委員会に提出することによって著作権などの登録を申請することができ、外国人も直接申請行為をすることができる。

7. 著作権委託管理

著作財産権者、出版権者又は著作隣接権者がそれらの著作財産権、出版権、著作隣接権又はその利用権を個別に行使する代わりに委託を通じて著作権などを集中的に管理して行使する方策が摸索されており、これに関連して著作権法の規定により文化体育観光部の許可を受けた著作権委託管理団体が該当著作物に対する著作権を委託管理運営している(現行著作権法上では、著作権の包括的な委託を受けることを著作権信託管理業(許可制)、個別的に委託を受けることを著作権代理仲介業(届出制)と区別して用いているが、本書では「委託管理」と総称する)。

著作権委託管理団体は、著作物の利用者から著作権料を徴収し、これを該当著作権者などに分配する業務を担当するものであり、現在、文化体育観光部の許可を受けて

著作権などを集中管理する著作権委託管理団体は12ヶ所ある。

著作権委託管理団体

分野		団体名
著作権	音楽著作物	韓国音楽著作権協会 (www.komca.or.kr)
	言語著作物一般 (文芸、学術著作権)	韓国文芸学術著作権協会 (www.copyrightkorea.or.kr)
	放送シナリオ	韓国放送作家協会 (www.ktrwa.or.kr)
	映画シナリオ	映像シナリオ作家協会 (www.scenario.or.kr)
著作隣接権	音楽実演者	韓国音楽実演者協会 (www.fkmp.kr)
	放送実演者	韓国放送実演者協会
	レコード製作者	韓国音源製作者協会 (www.kapp.or.kr)
その他	映画著作物のインターネットを通じた複製、著作権保護	韓国映画製作家協会
	言語著作物の複写権、 伝送権などの保護	韓国複写伝送権管理センター (www.copycle.or.kr)
	アニメーション、キャラクターなどの 公共文化コンテンツの保護	韓国コンテンツ振興院 (www.kocca.kr)
	映像著作物の公演権の保護	韓国映像産業協会 (www.kmva.or.kr)
	ニュース著作権の保護	韓国言論財団 (www.kpf.or.kr)

8. コンピュータプログラム著作権

コンピュータプログラムとは、特定の結果を得るためにコンピュータなど情報処理能力を有する装置内で直接又は間接に使用される一連の指示・命令で表現されたものをいい、このように表現された創作物をコンピュータプログラム著作物(以下「プログラム著作物」という。ソースコードプログラムのみならず、オブジェクトコードプログラムもこれに含まれる。

従来、著作権法と別途のコンピュータプログラム保護法によりコンピュータプログラム著作権に関する事項を規律してきた。コンピュータプログラム保護法は1986年に改正されて以来、コンピュータプログラムの著作権保護の増進に相当肯定的な機能を果たしたことは事実である。しかし、コンピュータプログラム保護法が長年にわたり母法の著作権法と別途の特別法の形態で存在しつつ、著作権法との均衡に対する考慮なく独自の改正過程を経て、プログラム保護法が著作権法に規定された事項を重ねて独自の詳細に規定する方式を取っていたために、体系も多少難解で一部解釈上、運営上の問題点が露呈されるようになった。しかし、著作権法とコンピュータプログラム保護法を統合した著作権法が2009年4月22日に公布され、2009年7月23日に

施行されることで、このような問題点は解消された。

一方、コンピュータプログラムは産業的な利用が活発であるという側面から一般の著作物とは区別される特徴があることを反映し、統合法でもコンピュータプログラムに関する特例規定がいくつか存在する。例えば、コンピュータプログラム著作権者の効率的な権利保護のために不法複製物であることを知りながら営利を目的に業務上、利用する行為については著作権者の明示的な意思に反して処罰することができないようにした反意思不罰罪の導入などを挙げることができる。一方で、コンピュータプログラムに関するある著作物の図書などへの出版以外には一般著作物には認められないもので、他の人にその著作物に対して独占的に複製し、配布又は伝送することができるように設定が可能な排他的権利の排他的発行権の制度が認められているという点も特異である。

9. 問合せ先

韓国著作権委員会(旧 著作権委員会とプログラム保護委員会が統合)

住所 〒135-240 ソウル特別市江南区開浦洞 14-4
電話 02-2660-0000
FAX 02-2660-0019
HP <http://www.copyright.or.kr>

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。